

確定申告のご準備を

■問い合わせ

確定申告・利用者識別番号について…水沢税務署（☎24-5111）、マイナンバーカードについて…本庁市民課マイナンバーカード推進室（☎34-2223）

スマホとマイナンバーカードで確定申告

マイナンバーカードとスマートフォンを利用して、確定申告期間中は24時間いつでも、申告書を国税電子申告・納税システム（**e-Tax**）で簡単に作成（送信）することができます。

4年1月からは、マイナポータル連携対象データの拡大や、スマートフォンのカメラ機能を利用して源泉徴収票を読み取り、確定申告書等作成コーナーへの自動反映が可能となる予定です。

e-Taxでの申告は所得税の還付がスピーディー

となるなどのメリットがありますので、新型コロナウイルス感染防止のためにもスマートフォンを利用した**e-Tax**での確定申告にご協力ください。

～今から準備を始めよう～

スマートフォンで申告をするにはマイナンバーカード（署名用電子証明書あり）方式による申告が便利です。マイナンバーカードをまだ取得されていない人は早めの取得をお願いします。

確定申告には利用者識別番号が必要です

国税庁では、納税者の利便性の向上と行政手続きの効率化を図るため、電子による確定申告書の提出へ向けた施策に取り組んでいます。本人が自宅などで作成したものを**e-Tax**で送信することや、申告相談会場で作成した確定申告書も、今後は**e-Tax**で引き継ぐこととなり、税務行政のデジタル化が加速していきます。

●**e-Tax**をご利用いただくためには「利用者識別番号（半角16桁の番号）」が必要となります。※申告相談会場で確定申告書を作成する人も事前に利用者識別番号が必要です

～今から準備を始めよう～

利用者識別番号の取得には次の方法があります（一例）。取得していない人は、早めの取得をお願いします。

- 国税庁ホームページ「**e-Tax**の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から開始届出書を作成・送信
- 税務署に行って、ID・パスワード方式の届け出を作成・送信
- 税務署に行って、書面で利用者識別番号を取得

国税庁ホームページ▶



市内の医療・介護施設で働きたい人へ 修学資金を貸し付けます

市ホームページ▼



市内の医療・介護施設で介護福祉士や看護師として働くことを志す人に、資格取得のための修学に関する費用を貸し付けます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■対象職種

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士

■総貸与人数 1人

■対象者 次の全てに当てはまる人

- ①資格・免許取得のため、4年度に入学予定の人または4年4月以降に在学する学生
- ②卒業後、市内の医療施設や介護施設などで医療介護従事者として勤務する意志がある人
- ③類似する奨学金の貸し付けを受けていない人

■対象となる学校

上記対象職種を養成する日本の大学、短期大学、大学院、専門または各種学校、養成所など

■貸付金額の上限額

- ▶保健師・助産師・看護師・社会福祉士
…入学一時金100万円、月額貸付金7万円
- ▶准看護師・歯科衛生士・介護福祉士
…入学一時金70万円、月額貸付金5万円

■申請方法

申請先で配布する申請書（市ホームページにも掲載）と必要書類を提出 ※郵送可、持参の場合は平日のみ

■申請期間 4年1月11日（月）～28日（金）

■問い合わせ・申請先

- ▶保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士
…本庁健康増進課（☎34-2901）
- ▶社会福祉士・介護福祉士
…本庁長寿社会課（☎34-2196）

小型特殊自動車（農耕用・その他）は 軽自動車税の申告を

■問い合わせ

本庁税務課市民税係（☎34-2173）

乗用装置がある小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告が必要です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。乗用装置がある小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

対象	①農耕用…農耕トラクター、コンバイン、田植機、農耕用トレーラなど ※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの ※市で登録が必要なトレーラ…農耕用トラクターにけん引されるもの ②その他…フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど ※乗用装置があり最高速度が時速15km以下、車両の長さ4.7m以下、車両の幅1.7m以下、車両の高さ2.8m以下の全てを満たすもの ①と②に該当しない車両のうち事業用として所有するものは、固定資産税（償却資産）の申告が必要です
税額（年額）	①農耕用…2,000円 ②その他…5,900円 ※毎年4月1日現在の所有者に対して課税
申告に必要なもの	◎販売店から購入した場合 所有者・使用者の印鑑、販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載があるもの） ◎販売店からの購入以外の場合 譲り受けなどの場合は、譲渡証明書（前所有者の押印、車台番号、いつ、誰が、誰に、どの車両を譲り渡すかの記載があるもの）
申告窓口	本庁税務課市民税係または各総合支所税担当グループ

償却資産の申告はお早めに

■問い合わせ・連絡先

本庁税務課家屋係（☎34-2376）

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、毎年1月1日現在において償却資産が市内に所在している場合は申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12月中旬までに申告用紙などを送付しますので、必要事項を記入し、期限までに提出してください。なお、新たに申告する人や申告用紙が届かない人はご連絡ください。

■提出期限 4年1月31日（日）

■申告受け付け会場・日時

会場	日時
本庁税務課家屋係	随時受け付けます
江刺総合支所 市民生活グループ窓口	4年1月6日（日） 午前9時～午後4時
前沢総合支所 1階待合ホール特設窓口	4年1月7日（日） 午前9時～午後4時
胆沢総合支所 1階待合ホール特設窓口	4年1月11日（木） 午前9時～正午
衣川総合支所 市民福祉グループ窓口	4年1月5日（日） 午前9時～正午

※各総合支所では、上記以外の開庁日も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

家屋の取り壊しや未登記家屋 を取得した際はご連絡を

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。